

北九保地介第2584号  
平成25年7月31日

各介護保険施設・介護サービス事業所管理者 様

北九州市保健福祉局介護保険課長

### 職場における腰痛予防対策の推進について

平素より本市保健福祉行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省より、平成25年6月18日付「職場における腰痛予防対策の推進について」の通知において、「職場における腰痛予防対策指針」を改訂した旨通知がありましたのでお知らせします。

従来の指針との変更点ですが、旧指針は「重症心身障害児施設等における介護作業」で肢体不自由児施設、特別養護老人ホーム等における介護が対象でしたが、新指針では、社会福祉施設や医療機関、訪問介護・看護、特別支援学校等を追加し、「福祉・医療等における介護・看護作業」全般に適用範囲が拡大となっています。

つきましては、各事業所の管理者におかれては、当該指針を参考に、貴事業所における腰痛予防対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、腰痛予防対策に関するお問い合わせは、最寄りの労働基準監督署までお願いいたします。

#### 参考

厚生労働省ホームページ報道発表資料「職場における腰痛予防の取組を！」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

北九州市ホームページ(介護サービス事業にかかる関係通知)

[http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file\\_0577.html](http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0577.html)

<問い合わせ先>

北九州市保健福祉局地域支援部介護保険課

事業者支援係(担当:皆川、長田)

電話 093-582-2771